

2016年2月25日掲載

## 【公的研究費の管理・監査体制と不正使用防止について】

白百合女子大学は、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2014年2月18日改正）に基づき、公的研究費の不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うように努めてまいります。

### ■機関内の責任体系の明確化

- ・本学における研究費等の管理運営・監査については、学長を最高管理責任者として公的研究費等外部資金（以下「公的研究費」）の運営・管理を行います。
- ・事務局長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について統括します。また各部局の長が、コンプライアンス推進責任者として本学の公的研究費の運営・管理します。

### ■関連文書（学内規程・ガイド等）

（白百合女子大学）

白百合女子大学における研究費等の管理運営・監査規程

（文部科学省）

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

### ■お取引の皆様へ

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、お取引先様に対しても、機関（本学）の不正対策に関する方針及びルール等を周知し、また一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出も求めています。

お取引先の皆様におかれましても、趣旨をご理解いただき、誓約書等のご提出をお願いした際はご協力をお願いいたします。

以上